

第3次募集 **【新潟県なりわい再建支援補助金】**

令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業等を対象に、被災した施設・設備の復旧に要する費用を補助します。

【制度概要】 第2次募集と制度内容は同じ

補助対象者	令和6年能登半島地震の被害を受けた、新潟県内に事業所を有する 中小企業・小規模事業者 中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者） ※市町村が発行する被災証明・罹災証明等が必要です ※個人事業主の方も対象です
補助対象経費	資産計上されている施設・設備の復旧に要する経費 ※施設の建替えは、原則、全壊又は大規模半壊判定が必要です。 ただし、修繕費用よりも建替費用が安価な場合は建替が可能です。 ※災害発生以降、既に行われた復旧事業に要する経費も補助の対象となります。
補助率	中小企業・小規模事業者 3 / 4 中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者） 1 / 2
補助上限額	3億円 ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合、 1億円まで定額補助
申請受付期間	第3次募集 令和6年6月20日（木）～令和6年7月31日（水） 必着 ※先着順で採択されるものではありません。 ※3次募集以降も、募集は継続して行いますので、焦らず・じっくりご検討 ください。
提出方法	郵送にてご提出ください。 【提出先】 〒950-0134 新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2F 「新潟県なりわい再建支援補助金事務局」宛て ※ご質問等は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。
申請書類の 入手方法	新潟県ホームページからダウンロード https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nariwai.html



新潟県ホームページ

お問い合わせ先

新潟県なりわい再建支援補助金事務局

TEL：025-288-6035

【受付時間】9:00～17:00（土日祝日を除く）

〒950-0134 新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2F

2024.6.20作成